

REPORT 2023

THE MIZUSAWA SHINKIN BANK

水沢信用金庫の現況



水沢信用金庫

<http://www.mizusawashinkin.co.jp/>

CONTENTS

- 1 基本理念・経営方針
- 2 ごあいさつ
- 3 水沢信用金庫と地域社会
- 5 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
- 7 事業内容
- 8 店舗一覧
- 9 SDGsトピックス
- 13 各種ご案内
 - 預金商品のご案内
 - 融資商品のご案内
 - サービス業務のご案内
- 15 金庫の事業の運営に関する事項
 - 法令等遵守（コンプライアンス）の取組み
 - 個人情報保護について
 - 顧客保護等管理方針について
 - 利益相反管理方針について
 - 反社会的勢力に対する基本方針について
- 17 金融商品・保険商品のご提案にあたって
- 18 リスク管理体制
- 19 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について
- 21 総代会等に関する事項
- 23 金庫の組織に関する事項
- 24 当金庫の歩み

基本理念

Basic Philosophy

地域社会の発展 豊かな暮らしづくりを目指して

私たち水沢信用金庫は、地域とともにある金融機関です。地域の発展があってこそ当金庫の発展がありえるとの理念のもと、昭和24年創業以来74年の歴史を歩んでまいりました。

これからも、地域経済の発展と豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、堅実な経営を維持し、皆様から信頼されるパートナーとして、地域とともに歩んでまいります。

経営方針

Management Policy

1. 地域社会に対する貢献

地域金融機関として地域社会の発展、地域住民の繁栄に貢献する。

2. 経営の安定と発展

常に経営規模の拡大と合理化を図り、健全経営の維持と内部蓄積の充実に努める。

3. 魅力ある職場づくり

職員の創意を尊重し、人材の登用と資質の向上を図り、働きがいのある希望に満ちた職場をつくる。



水沢信用金庫 本店外観

水沢信用金庫の概要 (令和5年3月31日現在)

創 立	昭和24年7月12日
本 店	奥州市水沢字日高西71番地1
電 話	0197-23-5191(代表)
店 舗 数	11店舗
会 員 数	11,862名
出 資 金	501百万円
役 職 員 数	121名
営 業 地 区	奥州市、胆沢郡金ケ崎町、北上市、一関市、大船渡市、陸前高田市、気仙郡住田町、西磐井郡平泉町
ホームページ	http://www.mizusawashinkin.co.jp/

ごあいさつ



理事長

及川 和男

皆様には平素より水沢信用金庫に対し格別のお引き立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。本年も、当金庫の経営内容をご理解いただき、安心してお取引いただけますよう、ディスクロージャー誌「水沢信用金庫の現況」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和4年度の我が国の経済活動は、新型コロナウイルスの影響に加え、ウクライナ情勢や円安による物価高騰、資材・燃料価格の高騰が重なり、不確実性が更に増しました。また、従来から急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、地方の需要が伸び悩んでいるほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化しており、中小企業経営者は難しい舵取りを強いられ、この先の展望がなかなか描けないというのが実情です。

また、当地域内の経済におきましても、長引くコロナ禍と国内外の経済情勢の悪化の影響は大きく、従来からの課題である構造的要因も加わり、中小企業の経営環境は大変厳しい状況にあります。

こうした中、当金庫では、令和3年度にスタートした

3か年計画「支援力の強化と変革への挑戦～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」に基づき、お取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努めております。

今後も、相互扶助の経営理念と共同組織の特性や強みを活かし、地域から確固たる信頼を得られるような活動を積極的に展開し、ポストコロナの時代を生き抜くための事業継続・事業再構築・収益力改善などの課題解決の取組みに全力を傾注してまいります。また、事業者支援に加え、人口減少・超高齢化といった地域全体の社会的課題に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を持った継続的な支援にも努め、金融機関としての原点「地域のために存在し、地域を守る」という確固たる信念の下、金融・非金融の両面で地域経済・社会を支え、今後もお客様とともに歩んでいく所存でございます。より一層のお引き立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

令和5年7月

水沢信用金庫と地域社会

地域の皆様とともに

水沢信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

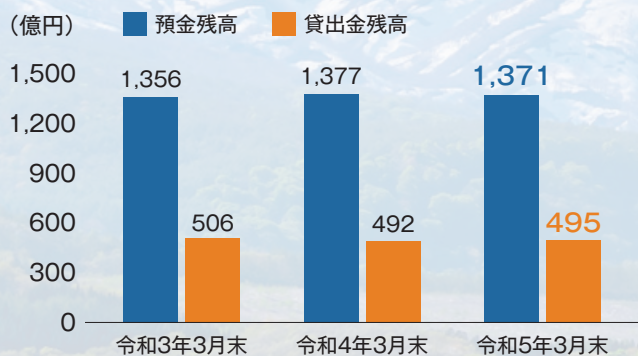
預金積金について

当金庫は、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

預金積金残高

137,152百万円

(令和5年3月末)



貸出金について

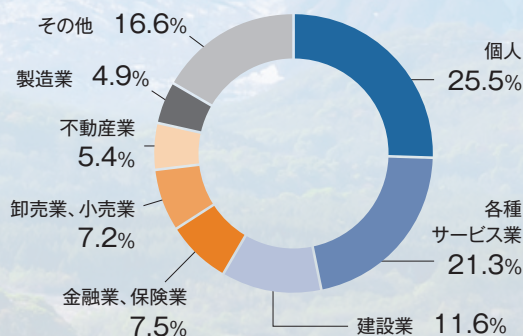
当金庫は、お客様からお預入れいただいた預金積金につままして、お客様の様々な資金ニーズにお応えして、地域経済の活性化に資するために円滑な資金供給を行い、お客様や地域社会に還元しております。

貸出金残高

49,560百万円

(令和5年3月末)

貸出金業種別内訳



出資金について

会員数

11,862名

(令和5年3月末)

出資金残高

501百万円

貸出以外の運用について

お客様の預金は、ご融資による運用のほか、急な払出しへの備えや収益の補完を目的とし、余裕資金運用を行っております。

お客さまネットワーク

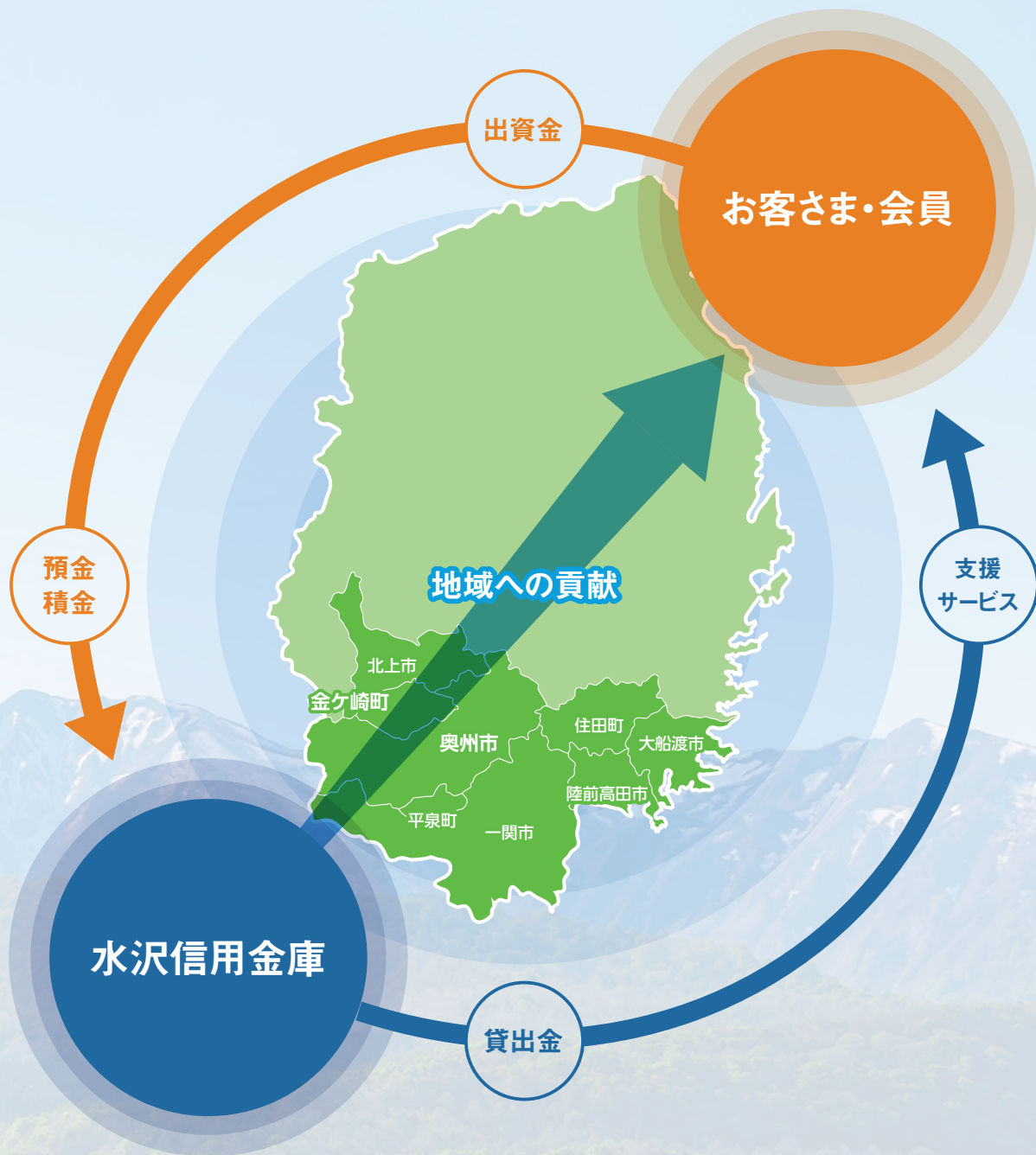
お客様相互の発展のお手伝いをしております。

【すいしん会】

お取引先経営者の異業種間交流を図る場として、昭和60年9月に発足いたしました。

【青信会】

若手経営者・事業後継者の交流の場として、平成元年7月に発足し、セミナー・スポーツ親睦会等の行事を行っております。



お取引先へのご支援について

当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせていただいており、中小企業活性化協議会・岩手県事業承継引継ぎ支援センターとの連携や、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、岩手県信用保証協会の専門家派遣事業等の活用及び岩手県よろず支援拠点合同相談会開催により、支援態勢の充実を図っております。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み方針

【地域密着型金融推進計画】

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
2. 地域の面的再生(*)への積極的な参画
3. 地域やお客様に対する積極的な情報発信

を柱に具体的取組み策を掲げ推進し、地域金融機関として皆様のお役に立てるよう努めてまいりました。

(*) 地域の面的再生とは、複数の取組みが連携し広がりをもった面として地域全体の活性化、持続的な成長により再生することです。具体的な取組みとしては、奥州市が策定した「奥州市中心市街地活性化基本計画」の各種事業に対して協力を行いました。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 本部融資部に経営支援の専門部署である企業支援課を設置し、営業店と協働して支援を行う態勢を整備しております。支援対象は常務会が特定した経営支援先を中心に、貸付条件の変更を行った先など多岐にわたります。
2. 支援対象先の状況において高度な支援が必要な場合は、専門家派遣制度を利用し、中小企業診断士、税理士などの助言を受けております。
3. 外部機関との連携については、中小企業活性化協議会等と連携し、抜本的な事業再生に取り組んでおります。また、TKC東北会と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結し、中小企業の財務経営力・資金調達力の強化を支援しているほか、日本政策金融公庫と業務連携の覚書を締結し、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおります。
4. 当金庫は中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関(認定支援機関)として、経営改善支援に留まらず、創業・ものづくり補助金等申請の際は計画段階から関与し、支援しております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組みの状況

令和4年度は以下の取組みを行いました。

1. 創業・新規事業開拓の支援

- 事業価値を見極める融資手法(不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資)への取組みとして、無担保無保証の当金庫融資商品「ニュービジネスローン」の推進を図りました。
- 「ニュービジネスローン」や奥州市・岩手県の制度融資を活用し、資金提供を図りました。令和4年度は33件133百万円の実績(内ニュービジネスローンは16件27百万円)となりました。
- 創業や新たな事業活動への取組みを強化するため、奥州市創業支援事業計画に基づき「創業塾」(主催:奥州市、後援:奥州商工会議所、前沢商工会、当金庫、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、岩手県信用保証協会、日本政策金融公庫一関支店)を開催しました。(受講者20名)
- 今後も事業計画や資金調達等の相談にお応えするため関係機関と協力し創業支援に取り組んでいきます。

2. 経営改善・事業再生等の支援

- 経営改善支援先として15先の企業を選定し、経営改善の支援を行いました。
- 条件変更を行った先の内、重点管理先17先(令和4年度期首時点)を選定し、企業支援課と営業店がアフターフォローに取り組みました。
- 認定支援機関として1件のものづくり補助金申請支援、3件の事業再構築補助金申請支援を行いました。
- 中小企業活性化協議会及びコンサルタント会社と連携し、9先の経営改善計画策定支援を行い、7先について計画策定いたしました。
- 岩手県よろず支援拠点と連携し、出張相談会を開催し、13先40件の相談にワンストップにて対応いたしました。

3. 事業承継・M&Aの支援

- 事業承継支援は、相続・贈与に関する民法・税法やM&Aに関する会社法等の基本的な知識が不可欠です。令和4年度において、(一社)金融検定協会「事業承継アドバイザー検定試験」に1名が合格しております。過去合格者21名と合わせ、当金庫の資格保有者は22名であり、今後も事業承継支援に対応できる職員の養成を行っていくものです。



4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は189件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は35.86%、保証契約を解除した件数は12件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

5. ビジネスマッチ

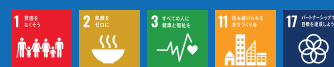
当金庫では、地域の中小企業の販路拡大を図るため、ビジネスマッチに積極的に取り組んでおります。

「ビジネスマッチ東北2022秋」に6社が参加し商談等が活発に行われました。



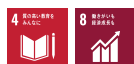
4. 地域の活性化に関する取り組み状況

連携協力協定の締結



令和4年11月、奥州市社会福祉協議会、金ケ崎町社会福祉協議会と子ども食堂による子どもの居場所づくりを支援するための連携協力協定を締結いたしました。

定期預金総額の一部の寄付や運営の補助を担うなどして両社会福祉協議会の子ども食堂が持続可能な取組みになるよう支援していきます。



地域活性化につながる多様なサービスの提供として、地域を担う若い世代への金融経済知識の普及活動に取り組んでおります。

令和4年度も、市内小中高校生への「職業講話」への協力等を実施いたしました。



業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

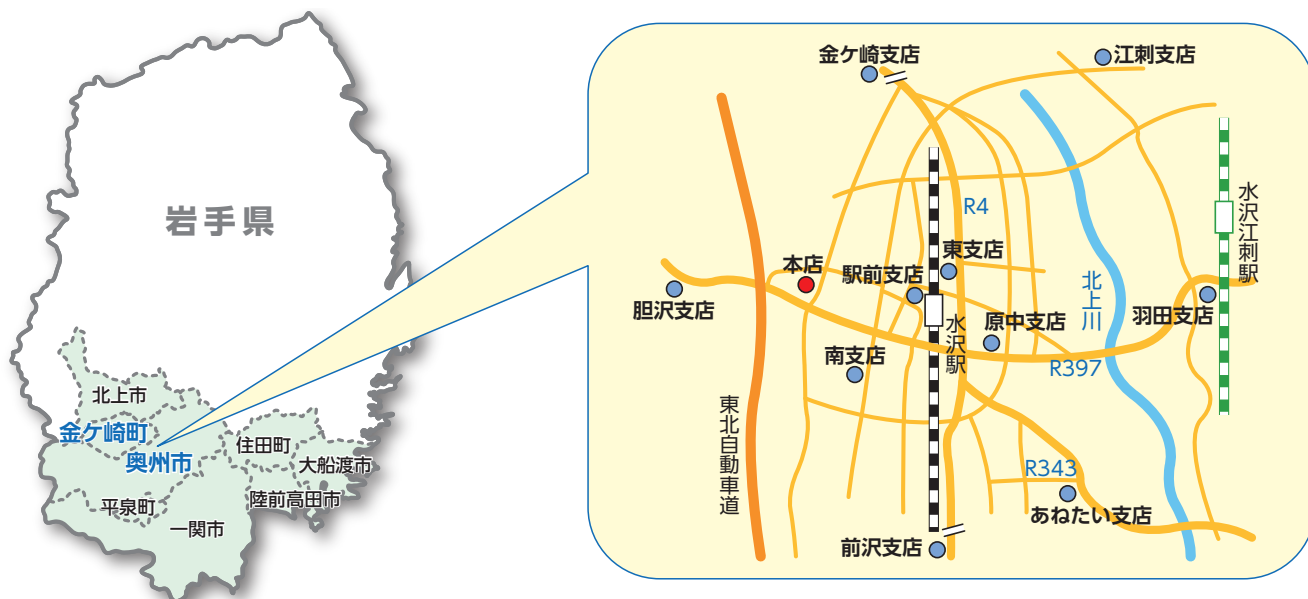
- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人福祉医療機構・日本酒造組合中央会・一般財団法人建設業振興基金
一般社団法人しんきん保証基金・一般社団法人全国石油協会・独立行政法人住宅金融支援機構
年金積立金管理運用独立行政法人・独立行政法人勤労者退職金共済機構・日本銀行
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務(上記4により行う業務を除く。)

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (ア) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (イ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (ウ) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

店舗一覧



店舗名 (店舗コード)	所在地	ATM稼働時間		ATM機能		
		平日、土日祝日	音声案内	ICカード	通帳繰越	
本店 (001)	奥州市水沢字日高西71番地1 TEL.0197-23-5191	8:00~21:00	○	○	○	
前沢支店 (002)	奥州市前沢駅東二丁目9番地3 TEL.0197-56-5511	8:00~21:00	○	○	○	
江刺支店 (003)	奥州市江刺川原町82番地 TEL.0197-35-2163	8:00~21:00	○	○	○	
金ヶ崎支店 (004)	胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野35番地1 TEL.0197-44-5400	8:00~21:00	○	○	○	
原中支店 (005)	奥州市水沢太日通り三丁目6番22号 TEL.0197-24-6121	8:00~21:00	○	○	○	
羽田支店 (006)	奥州市水沢羽田町宝生35番地16 TEL.0197-25-5015	8:00~21:00	○	○	○	
南支店 (007)	奥州市水沢西上野町10番4号 TEL.0197-24-5126	8:00~21:00	○	○	○	
駅前支店 (008)	奥州市水沢中町133番1 TEL.0197-25-2662	8:00~21:00	○	○	○	
胆沢支店 (011)	奥州市胆沢若柳字甘草13番地 TEL.0197-46-4081	8:00~21:00	○	○	○	
東支店 (012)	奥州市水沢佐倉河字前田24番地 TEL.0197-22-5300	8:00~21:00	○	○	○	
あねたい支店 (013)	奥州市水沢上姉体二丁目1番30 TEL.0197-47-5070	8:00~21:00	○	○	○	

店舗外キャッシュサービスコーナー

設置場所	所在地	取扱い	平日	土日祝日
XYZ (ジーズ) 水沢内	奥州市水沢佐倉河字蟹沢31	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
XYZ (ジーズ) 水沢日高内	奥州市水沢字田小路92-2	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
マイヤ水沢店内	奥州市水沢字八反町12	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
いわて生協コープ「アテルイ」内	奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目123	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
ジョイス水沢佐倉河店内	奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町10-1	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
ジョイス龍ヶ馬場店内	奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場48-1	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
江刺総合支所東口前	奥州市江刺大通り1-8	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
イオンスーパーセンター金ヶ崎店内	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻165	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00

SDGsトピックス

地域とのふれあい

信用金庫は、営業地域を限定していることから実践できる親しみのサービスを提供しています。「Face to Face」を合言葉に、できるだけ大勢のお客様と接し、そして一人ひとりのお客様にきめ細かいサービスを提供できるよう努めています。

当金庫の役職員はこの地域に居住し、公私ともに皆様とお付き合いをさせていただいております。

SDGsとは

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、Sustainable Development Goalsの略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年を期限とする世界共通目標です。17の目標と169のターゲットから構成されています。



清掃活動



《6月15日の信用金庫の日》を契機に、平成19年6月より、毎月15日を「美化運動」の日とし、店舗周辺をはじめとする地域内の清掃活動に取り組んでおります。

また、お花見シーズン前には、全役職員が参加し、水沢公園の清掃活動を行っております。



駅前支店周辺



水沢公園

地域振興事業等への協賛・協力



「奥州市文化会館開館30周年記念事業」への協賛・協力
オペラ「トスカ」公演



市民劇「新平さんの大風呂敷-後藤新平物語」公演
職員も出演協力



水沢信用金庫カップ

少年サッカー大会

奥州市ふれあいの丘公園多目的グラウンドにて開催



水沢信用金庫杯

奥州地区ミニバスケットボール大会

奥州市江刺西体育館、江刺中央体育館にて開催



カヌージャパンカップ

ボランティアスタッフとしても協力



奥州YOSAKOI inみずさわ

全国各地から踊り子が集結し開催



その他

献血活動への協力

社会貢献の一環として、献血に協力しています。



奥州市・金ケ崎町「地域見守り支援ネットワーク」に協力しています。

日常業務を通じ、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、奥州市や金ケ崎町の関係機関へ連絡することで、高齢者等の事故、孤立防止、認知症の方の支援、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に、個人情報の保護に配慮しながら、地域の皆様とともに取り組んでいます。

お客様組織

営業店ごとに地域のお客様との交流を深める組織をつくり、積極的に活動をしています。

団体名	担当支店
前信会	前沢支店
江信会	江刺支店
信金友の会	金ケ崎支店
原信会	原中支店
羽田信羽会	羽田支店

団体名	担当支店
なんしん会	南支店
胆信会	胆沢支店
東信会	東支店
姉信会	あねたい支店

「安心してお取引いただくために」

通帳やキャッシュカード、印鑑等の偽造・盗難による預金の不正な払出しや、電話やダイレクトメール、電子メール等による不正な振込請求、金銭を騙し取る悪質な詐欺事件が多数発生しております。

当金庫では、お客様に安心してお取引いただくために以下のような取組みを行っております。お客様が被害に遭われないための取組みであることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

キャッシュカードについて

盗難・偽造キャッシュカードによる不正払戻への対応のため、キャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を下記のとおりとさせていただきます。

現金払戻限度額	キャッシュカードによる振込限度額
100万円 (1回あたり50万円まで)	200万円

上記限度額は、当金庫及び提携金融機関ATMでの払戻の合計額です。

なお、限度額を超える現金の払戻、カードによる振込の際は、当金庫窓口にて、通帳と届出印鑑によりお手続きください。

※1日あたりの「現金払戻限度額」は、お客様のお申し出により、口座単位に当金庫所定の限度額の範囲内で任意に設定(増額・減額)いただけます。また、1日あたりの現金払戻回数も同様に任意に設定いただけます。ご希望のお客様は、窓口までお問い合わせください。

特殊詐欺の防止について

電話やメール・はがきにて携帯電話等の未納料金があるなどと、高額な費用を請求し振り込みをさせる「架空料金請求詐欺」、警察官や金融機関等の職員をかたる者に、キャッシュカードを騙し取られる「キャッシュカード詐欺盗(窃盗)」「預貯金詐欺」、税金の還付などに必要な手続きを装ってATMを操作させ現金を振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺による被害が多発しております。

これらの特殊詐欺の被害を未然に防止するため、次のような対策を講じています。

岩手県信用金庫協会では、こうした被害を防止するための緊急対応として、当金庫を含め岩手県内すべての信用金庫(6金庫)で、ATMでのキャッシュカード機能の一部利用制限を実施しております。大切なご預金を犯罪からお守りする対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

①ATMでの振込限度額の利用制限

*対象となるお客様

65歳以上、かつ過去3年以上キャッシュカードでの振込利用をされていない個人のお客様

*利用制限内容

キャッシュカードによる振込限度額を「0円」とさせていただきます。

②ATMでの1日あたりのお引出限度額の利用制限

*対象となるお客様

80歳以上の個人のお客様

*利用制限内容

キャッシュカードによる1日あたりのお引出限度額を「20万円」とさせていただきます。

(注) 上記の利用制限の解除を希望されるお客様は、当金庫窓口にお申し出ください。

- ATMを利用した現金でのお振込はご利用いただけません。現金でのお振込の際は窓口をご利用ください。なお、現金で10万円を超えるお振込をお申し付けいただく場合は、窓口にて本人確認書類のご提示をお願いしております。
- ATMコーナーでの携帯電話の使用は、ご遠慮いただいております。携帯電話で通話をしながらATMの操作をしているお客様へは、特殊詐欺被害防止の観点からお声を掛けさせていただくことがございます。
- 高額な金額での振込、多額な預金の払出し等の取引の場合、お客様にその理由をご確認させていただいております。また、不審な理由・態様等の場合は、最寄りの警察署等へ「相談・通報」させていただきます。

～ 盗難にご注意ください！ ～

- キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。
- キャッシュカードを入れたお財布などを長時間お手元から離さないようご注意ください。車の中等に放置しないでください。
- 万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合は、ただちに下記連絡先にご連絡ください。
- 空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため下記連絡先にご連絡ください。

キャッシュカードの盗難にあった・紛失したときは

時間帯 (24時間対応)	連絡先
平日の8時30分～17時30分の場合	お取引店へご連絡ください
休日及び早朝・夜間の場合	「SSS監視センター」 0120-793-714(フリーダイヤル) 022-261-4811

～ 暗証番号のお取扱いにご注意ください！ ～

- 暗証番号は、他人に知られないよう、十分注意してください。とくに、暗証番号をメモしないでください。また、暗証番号を推測される手掛かりとなるものは、キャッシュカードと一緒に保管しないでください。
- 生年月日、ご自宅・職場の電話番号、車のナンバー、住所の地番、その他第三者が容易に推測することができる番号などを暗証番号とすることは避けてください。
- キャッシュカードの暗証番号を「貴重品ボックス」などの他のサービスを利用する際の暗証番号にして使うことは避けてください。
- 暗証番号は定期的に変更することをお奨めいたします。(ATMで変更可能です。)
- 暗証番号は、キャッシュカード毎、またはお取引金融機関毎に別々にすることをお奨めいたします。
- ATMなどを利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたいしないようご注意ください。
- 信用金庫職員、警察官などが店舗外や電話などでキャッシュカードの暗証番号、口座番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。不審な点がある場合には、直ちに当金庫にご照会ください。
- こまめに通帳記帳をするなど、預金残高をご確認ください。

各種ご案内

預金商品のご案内

種 類	しくみ・特色	期 間	お預入額
当 座 預 金	ご商売のお支払で小切手、手形をご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	いつでも必要なときに出し入れできます。給与・年金等のお受取、公共料金の自動支払、カードによる払出等お財布代わりにご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座	一冊の通帳に「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」をセットした家計簿代わりの預金です。必要なときには自動融資をご利用いただけます。	—	—
決 済 用 普 通 預 金	預金保険法により全額保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
ス ー パ ー 定 期	最低預入金額100円からと、幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。個人で3年以上のものは半年毎の複利計算で有利です。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のお預け入れで、1ヵ月～5年以内の期間を自由に選べる定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
ふれあい定期預金	当金庫で年金をお受取りになっているお客様と、新たに年金受取りを開始されるお客様を対象に金利を優遇した「スーパー定期」です。	1年	100円以上 150万円以下
ス ー パ ー 積 金	暮らしの目標に向かって毎月一定額を積み立てる無理のない資金づくりの預金です。予定の時期に満期日と目標額を合わせてお始めください。	6ヵ月以上 5年以内	100円以上
ふれあい5積金	スーパー積金5口を1セットとした積金で、毎年1口が満期となります。	5年	5,000円以上
消 費 税 納 付 金 応 援 積 金	消費税を納付するお客様に役に立つ、金利優遇の自動積立預金です。	6ヵ月以上 3年以内	10,000円以上
財 形 預 金	毎月の給与、ボーナスから天引きで無理なく財産づくりができます。住宅取得のための住宅財形及び老後のための財形年金は、合計550万円まで非課税です。	一般3年以上 住宅・年金5年以上	1,000円以上

融資商品のご案内

個人向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
個 人 ロ ー ン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由でご利用いただけます。 (（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちの方、または年金受取口座指定のお手続きをされた方は、リフォーム、旅行等お使いみち自由でご利用いただけます。(（一社）しんきん保証基金保証)	100万円以内	10年以内
マイカーローン	マイカー購入・免許の取得・車検費用等にご利用いただけます。	マイカーローン (（一社）しんきん保証基金保証)	1,000万円以内 10年以内
		マイカーローン モア (㈱オリエン트コーポレーション保証)	1,000万円以内 10年以内
教 育 ロ ー ン	大学等のご入学資金や授業料のお支払いにご利用いただけます。	しんきん教育ローン (（一社）しんきん保証基金保証)	1,000万円以内 16年以内
		教育カードローン (（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内 5年以内 (1年ごとの更新)
		学資応援団 (㈱オリエン트コーポレーション保証)	500万円以内 3年 (原則自動更新)
カ ー ド ロ ー ン	急な出費にお役立てください。	しんきんカードローン (（一社）しんきん保証基金保証)	50万円以内 1年～3年 (原則自動更新)
		しんきんきゃっする (信金ギャランティ(株)保証)	900万円以内 3年 (原則自動更新)
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、購入、増改築等にご利用いただけます。お借入時、当初3年間、5年間または10年間固定金利でご利用いただけます。	(（一社）しんきん保証基金保証)	10,000万円以内 40年以内
		(全国保証(株)保証)	10,000万円以内 35年以内
フ リ ー ロ ー ン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由で、事業資金にもご利用いただけます。	(（一社）しんきん保証基金保証)	500万円以内 10年以内
		ベストサポート500(㈱クレディセゾン保証)	500万円以内 10年以内
事業者向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
一 般 の ご 融 資	割引手形……一般商業手形の割引をいたします。 手形貸付……仕入れ資金などの短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越……約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。	—	—
		事業者カードローン 事業資金をカードでご利用いただける便利なローンです。(岩手県信用保証協会保証)	2,000万円以内
制 度 融 資	岩手県、奥州市などの制度融資を積極的に取扱いしております。	—	—
ニ ュ ー ビ ジ ネ ス ロ ー ン	創業・新規事業開始時等の資金需要にお応えいたします。(創業者向け日本政策金融公庫協調融資商品)	証書貸付	500万円以内 運転5年以内 設備7年以内
		当座貸越	500万円以内 運転3年以内 設備利用不可
ビズ・アシスト70	極度額の範囲内で突然の資金ニーズや継続回復して発生する短期的な資金ニーズに有効な融資商品です。	5,000万円以内	決算年月後4か月以内 (更新可)
メ ン バ ー ズ ロ ー ン	商工会議所、商工会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内	5年以内
	岩手県法人会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内	運転5年以内 設備7年以内
岩手競馬サポートローン	岩手競馬関係に従事している方の運転資金需要にお応えいたします。	500万円以内	5年以内
代 理 貸 付	信金中央金庫・日本政策金融公庫などのご融資は、当金庫窓口にご相談ください。	—	—

※ローン商品につきましては、各商品により利率、お借入限度額等が異なりますので、ご利用の際は営業店の窓口までお問い合わせください。

サービス業務のご案内

	内 容
しんきんキャッシュカード	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のATMコーナーで、ご入金・お引き出し・お振込みができます。ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行ではご入金・お引き出しが、全国の銀行及びコンビニ等ではお引き出しができます。 ※暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更ができます。
ATM振込	ATMを利用し、キャッシュカードで全国の金融機関へのお振込みができます。 ※振込手数料が窓口扱いよりお得です。
給与の自動受取り	給与・ボーナスの支給日に、ご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ給与振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
年金の自動受取り	各種年金がお受取日にご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ年金振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
振込・代金取立	当金庫本支店及び全国の金融機関へ迅速にお振込み、手形・小切手等のお取立ができます。
自動支払い	各種公共料金、税金、保険料、学費、各種クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動支払いいたします。
窓口収納	各種税金、国民年金、社会保険料などの公金、各種公共料金、各種クレジットなどの払込みができます。
自動振込サービス	毎月一定額（ボーナス月等は増額も可能）を、ご指定の日にご指定の預金口座にお振込みいたします。1度のお手続きでご利用いただけ、仕送りなどにも安心・便利です。
個人インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネット接続のパソコン・スマートフォンや携帯電話から、残高・入出金明細照会、振込・振替、及び税金・各種料金の払込み（ペイジーマーク）ができます。
法人インターネットバンキング	インターネット接続のパソコンから、各種照会、振込、総合振込、給与振込、口座振替の利用が可能な、法人・個人事業主様向けのサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス ネット口座振替受付サービス	キャッシュカード発行済の普通預金口座、総合口座をお持ちの個人のお客様の「口座振替の申込」が、企業、百貨店、保険代理店等に設置されている端末、または、パソコン・スマートフォンや携帯電話から行えます。
F B ・ H B ・ A N S E R	お客様のパソコンやFAXなどと当金庫を電話回線で接続し、残高・入出金明細照会や振込・振替ができます。
クレジットカード提携	しんきんVISAカードの取扱いを行っております。 日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングにご利用いただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-Debit加盟店やローソンでお買い物やご飲食の際に、当金庫のキャッシュカードでご利用代金を預金口座から即時決済できます。
スポーツ振興くじ(toto) 当選金払戻業務	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払い戻しを行っております。 (取扱店:本店、江刺支店)
しんきん電子記録債権サービス	手形の代替や売掛債権の流動化を図り、事業者の資金調達の円滑化等が期待されて創設された決済サービスです。
貸 金 庫	重要な書類などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。 (設置店:本店)
夜 間 金 庫	営業終了後や休日に売上金等を安心してお預けいただけます。
国 債 窓 口 販 売	個人向け国債の取扱いを行っております。
生 命 保 険 窓 口 販 売	医療保険及びがん保険の取扱いを行っております。
損 害 保 険 窓 口 販 売	住宅ローンご利用のお客様に対して、火災保険「しんきんグッドすまいる」の取扱いを行っております。また、もしもの時に安心、ケガに備える「標準傷害保険」の取扱いを行っております。
金 銭 信 託 商 品 販 売	しんきん暦年信託「こころのリボン」、しんきん相続信託「こころのバトン」の取扱いを行っております。
国 民 年 金 基 金 加 入 受 付	国民年金基金の加入受付業務を行っております。

※各業務等の詳しい内容につきましては、営業店の窓口までお問い合わせください。

金庫の事業の運営に関する事項

法令等遵守(コンプライアンス)の取組み

当金庫は会員制度に基づく協同組織金融機関として、高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的使命を十分に認識し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全、堅実な業務運営に努めております。

組織体制として、役員・本部各部及び営業店全店のコンプライアンス担当者によるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備や遵守状況の把握に努めております。

また、基本理念として「水沢信用金庫行動綱領」を、具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定して、全役職員に配布し、一人ひとりが法令や社会的規範などのルールを厳正に遵守し、そして責任ある健全な業務遂行に努めるよう周知徹底を図っております。

当金庫は、今後も、実施計画書である「コンプライアンス・プログラム」の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員一丸となってコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

■ ■ 水沢信用金庫行動綱領 ■ ■

〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

〈人権の尊重〉

5. すべての人々の人権を尊重する。

〈従業員の働き方、職場環境の充実〉

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

〈環境問題への取組み〉

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

〈社会参画と発展への貢献〉

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

〈反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応〉

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

以 上

個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫では、お客様の個人情報に関する事項について、店内のデジタルサイネージやホームページへの掲載等により、その利用目的等を個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)として公表しております。

顧客保護等管理方針について

当金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報および正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約します。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するため適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
4. お客様との取引に関連して、わたしたちの業務を外部に委託する場合は、お客様の情報やその他の利益を保護するために、委託先を適切に管理します。

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品・保険商品のご提案にあたって

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等 : 1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金（一時金形式） : 1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金（年金形式） : 月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金 : 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】 ※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
水沢信用金庫総務部 電話番号：0197-23-2498
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

リスク管理体制

内部管理基本方針

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性と適切性を確保するため「内部管理基本方針」を定めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

統合的リスク管理

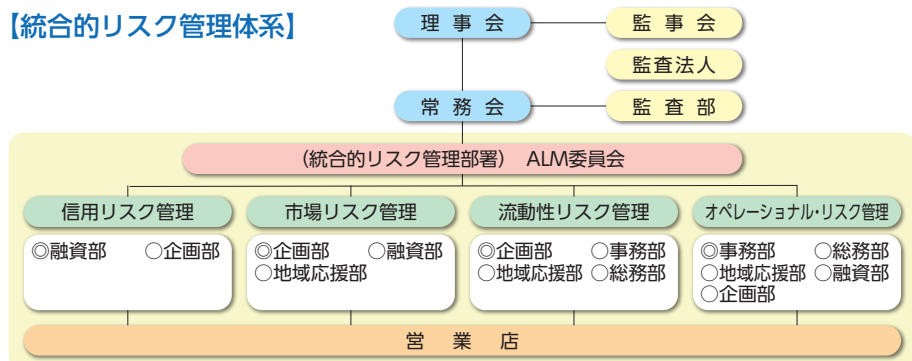
金融機関業務の多様化に伴い、当金庫の直面するリスクも一段と複雑化してきております。こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには各種リスクの所在の認識と適切な管理により、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫は、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理方針」として策定しております。また、「統合的リスク管理規程」において当金庫が晒されている各種リスクの計測、管理手法を規定しております。

統合的リスク管理とは、当金庫を全体的な観点からリスクの総和をとらえ、できるだけ計量化するものです。統合的な管理手法である「リスク資本」については、①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク、④オペレーショナル・リスク等の各リスク・カテゴリーに関してのリスク量の計測を行い、当金庫全体のリスク量をモニターすることにより、経営体力と各種リスク量の状況を統合的に管理しています。

統合的リスク管理部署は経営陣を含む本部各部長で構成されるALM委員会が主管し、それぞれのリスク・カテゴリー毎に適切なリスク限度枠の設定等の審議を行い、常務会に付議・報告する態勢としております。

【統合的リスク管理体系】



※◎印は各リスク部門の主管部署

信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化などにより、貸出金が契約どおり返済されず、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・向上させるため、融資案件を、まず営業店で調査・検討し、次にそれぞれの権限内貸出基準に基づき厳格な審査を経て決裁しています。

また、「信用リスク委員会」及び企業支援課による経営改善支援等の取組みにより、管理態勢の強化に努めています。自己査定についても、当金庫の自己査定基準に基づいた厳格な査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価格が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、「ALM委員会」を設置し、資産・負債を統合的に管理することによりリスクを回避し、安定収益の確保と自己資本の充実に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金が不足し、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び日々の資金繰りについて経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店又は次の担当部署へお申し出ください。

水沢信用金庫 総務部(業務全般)		電話番号:0197-23-2498	FAX 番号:0197-25-7073
企画部(国債証券等関連)		電話番号:0197-23-5192	FAX 番号:0197-25-7073
住 所	岩手県奥州市水沢字日高西71番地1		※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、 またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行う ために利用いたします。
受付時間	9:00~17:00(信用金庫営業日)		
受付媒体	電話、手紙、面談、ファックス等		

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時 間	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部又は上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月~金(祝日、年末年始を除く) 9:30~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始を除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始を除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページ又は当金庫ホームページ(<http://www.mizusawashinkin.co.jp>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

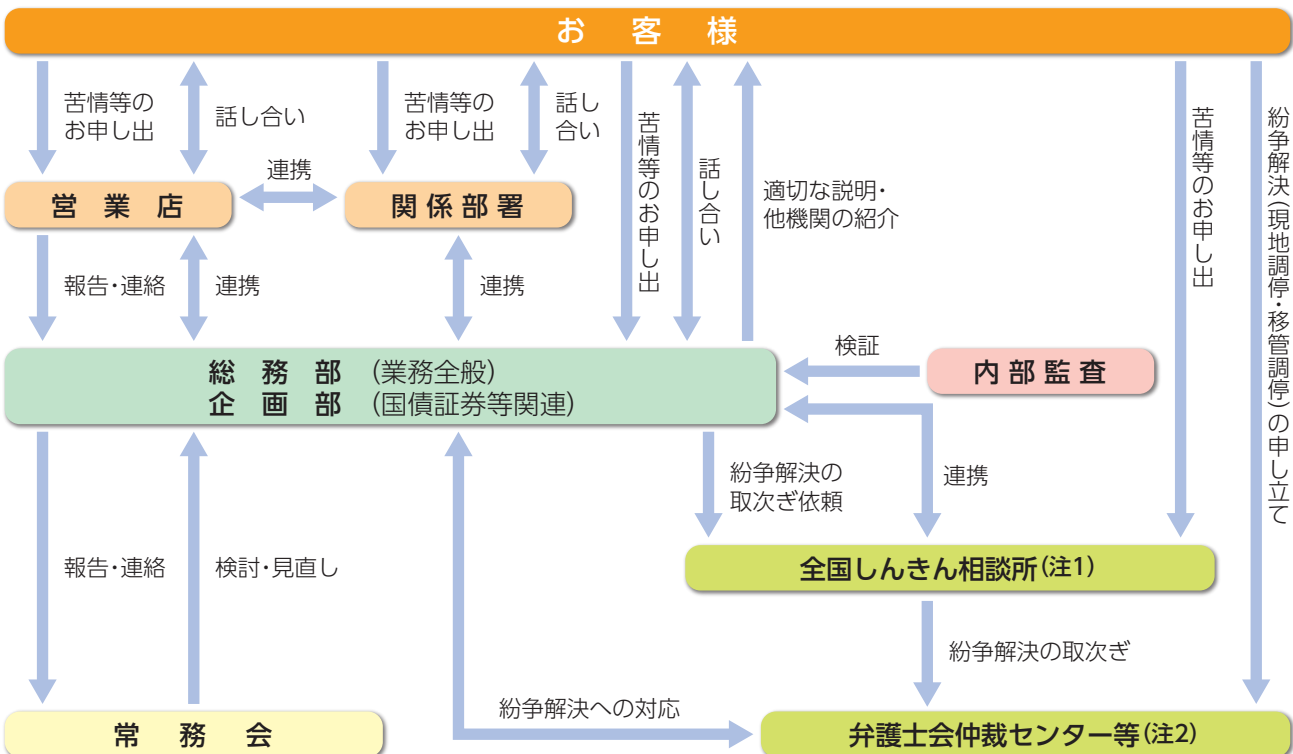
例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制



(注1)

- 全国しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等

- 東京弁護士会 紛争解決センター
- 第一東京弁護士会 仲裁センター
- 第二東京弁護士会 仲裁センター

- 岩手弁護士会 仲裁センター等(現地調停)
- 仙台弁護士会 仲裁センター等(移管調停)

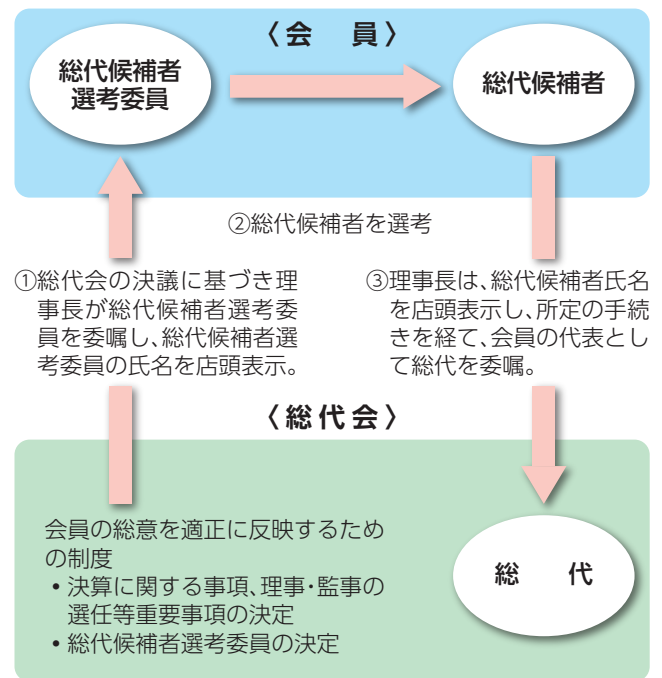
総代会等に関する事項

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は65人以内で、会員数に応じ選任区域ごとに定められております。
- 総代の定年は75歳です。令和5年3月31日現在の会員数は11,862名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

※「総代候補者選考委員」選考基準

- ①当金庫の会員であること
- ②地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ③地域の事情に明るく、人格・識見とも優れている者

※「総代候補者」選考基準

- ①当金庫の会員であること
- ②当金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること

次の事項に該当する者は、総代として選任しないこととする。

また、在任期間中に該当した場合は再任しないこととする。

- 子弟が金庫職員である者
- 総代として相応しくない状態にある者

3. 第74期通常総代会決議事項

報告事項	第74期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金処分案承認の件



第74期通常総代会

4. 総代の氏名等(50音順・敬称略)

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。

選任区域	定数	氏名
■第1区 【水沢】 不断町・川口町 勝手町・立町 柳町・川原小路 大手町・大町 搦手丁・佐倉河	8人	後藤 秀紀 ③
		佐々木 真一 ⑤
		佐々木 岳 ③
		菅原 正聡 ①
		高橋 幸司 ⑦
		高橋 十久男 ②
		本城 清 ①
		松好 克昌 ②
■第2区 【水沢】 石田・日高小路 西町・吉小路 新小路・北下巾 大畑小路・上町 【胆沢】 若柳・南都田	8人	菊地 栄志 ②
		佐々木 利幸 ⑦
		菅原 智美 ②
		武田 成一 ⑩
		千田 正義 ⑥
		中目 祐幸 ③
		渡邊 健一郎 ①
		渡辺 文好 ⑧
■第3区 【水沢】 東上野町・横町・東町 寺小路・南町・中町 他	4人	荒川 佳生 ⑧
		鈴木 律行 ①
		蒔田 和典 ④
		柳沢 宗康 ④
■第4区 【水沢】 宮下・西上野町 中上野町・大鐘 天文台通り・福原 真城西側地区 【胆沢】 小山	10人	浅間 芳子 ⑧
		伊藤 浩重 ①
		小野寺 弘行 ④
		佐々木 成子 ③
		佐々木 孝 ⑦
		高橋 政志 ①
		幅下 俊樹 ③
		山下 明 ②
		芳沢 正義 ⑫
		渡邊 晃三 ⑤

選任区域	定数	氏名
■第5区 【水沢】 花園町・神明町 東大通り・台町 太日通り・泉町 中田町・朝日町 真城東側地区 黒石町・姉体町 東中通り・羽田町 跡呂井	13人	浅利 義夫 ②
		及川 理 ①
		及川 敬一 ①
		及川 傳 ④
		菊地 智和 ①
		小林 光明 ②
		高橋 賢 ③
		立野 晃 ③
		千葉 亨 ⑥
		藤澤 明規 ②
		森岡 一晃 ⑤
		四谷 栄克 ④
		和川 洋行 ③
■第6区 【前沢・衣川】 【西磐井郡平泉町】 【一関市】 【大船渡市】 【陸前高田市】	7人	阿部 健二 ②
		工藤 武彦 ⑦
		佐々木 政昭 ②
		菅原 康弘 ②
		高橋 久興 ⑧
千田 ゆきえ ①		
■第7区 【江刺】 【気仙郡住田町】	9人	小澤 信男 ⑧
		海鋒 徹哉 ①
		菊地 晋也 ①
		佐藤 悦夫 ④
		佐藤 和也 ⑤
		佐藤 昌子 ③
		穴戸 幸吉 ⑥
		千田 稔 ⑥
		和賀 総 ④
■第8区 【胆沢郡金ヶ崎町】 【北上市】	6人	小澤 賢 ③
		小野寺 逸夫 ④
		加藤 新一 ②
		菊地 成寿 ④
		佐藤 千幸 ③
		高橋 宏哉 ③

令和5年6月19日現在

総代の属性別構成比

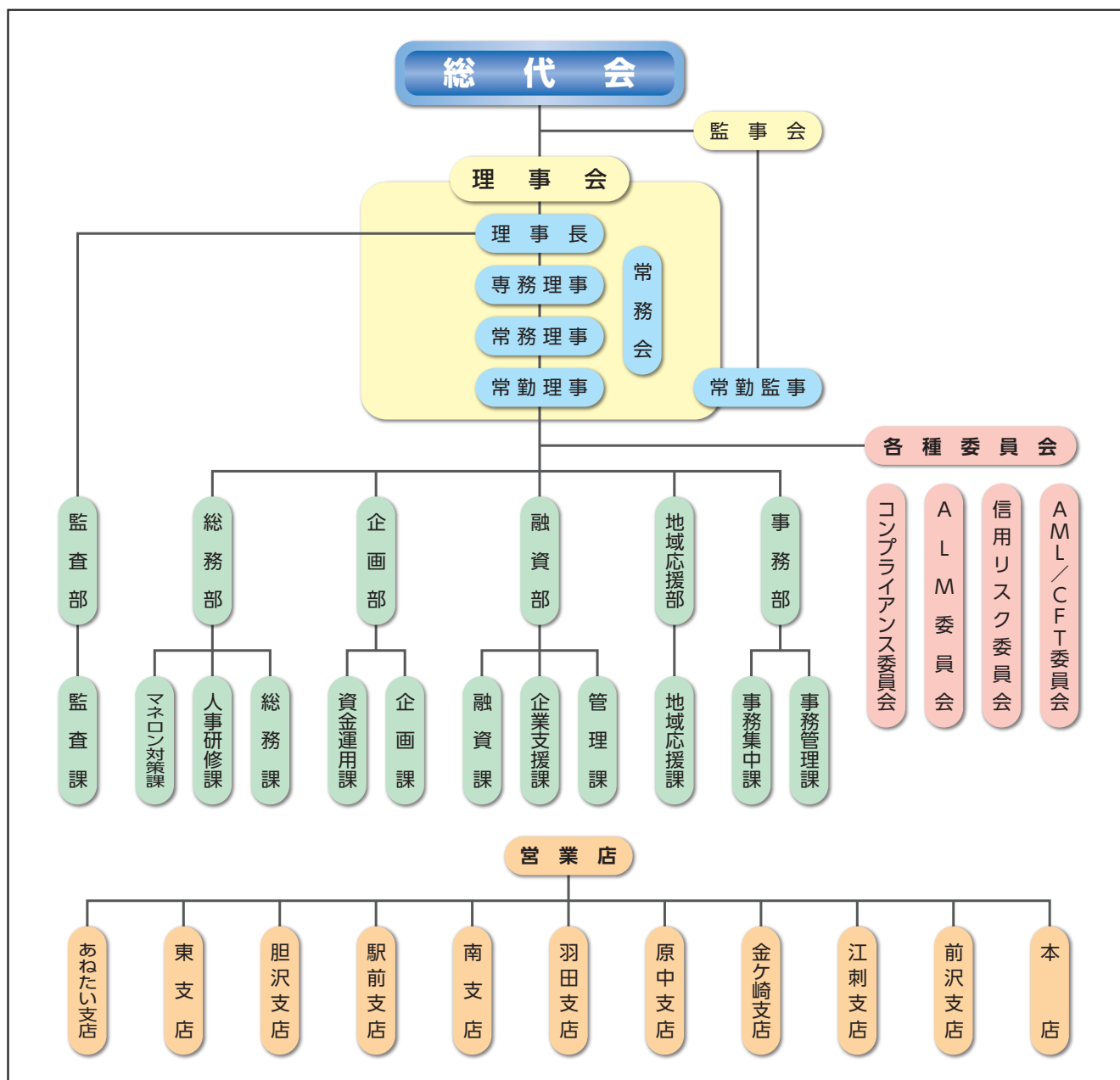
職業別	法人代表者 76.6%	個人事業主 17.2%	個人 6.2%	
年代別	70代 35.9%	60代 32.8%	50代 20.3%	40代 11.0%
業種別	製造業 7.8% 建設業 26.5% 電気・ガス・熱供給・水道業 1.5% 情報通信業 1.5% 運輸業・郵便業 4.6% 卸売業・小売業 18.7% 金融業・保険業 1.5% 不動産業 3.1% 学術研究・専門・技術サービス業 1.5% 宿泊業 1.5% 飲食業 3.1% 生活関連サービス業・娯楽業 4.6% 教育・学習支援業 1.5% 医療・福祉 6.2% その他のサービス 10.9%			

注) 1 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。

注) 2 割合につきましては、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

金庫の組織に関する事項

組織図(令和5年6月30日現在)



役員一覧(令和5年6月30日現在)

理事長	及川和男
専務理事	佐藤彰彦
常務理事	佐々木健一
常務理事	佐藤清亮
常勤理事	菊地功
常勤監事	鈴木重徳

非常勤理事	千葉龍二郎(*1)
非常勤理事	鎌田卓也(*1)
非常勤理事	鳥海恭司(*1)
非常勤監事	千葉有(*2)
非常勤監事	伊藤寿
非常勤監事	高橋庄美

*1 千葉 龍二郎、鎌田 卓也、鳥海 恭司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

*2 監事 千葉 有は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人

北光監査法人

当金庫の歩み

昭和

- 24. 1 市街地信用組合法に基づき
水沢信用組合創立
- 24. 7 水沢町大町83番地で業務を開始
及川兵治 初代組合長に就任
- 25. 4 中小企業等協同組合法に基づく
水沢信用組合に組織変更
- 26. 6 信用金庫法施行(法律238号)
- 27. 4 水沢信用金庫 事業免許により組織変更
- 27. 5 小野甫善 初代理事長に就任
- 29. 8 水沢市中小企業融資斡旋条例に基づく融資
契約締結(同年4月水沢市発足)
- 29.11 地区拡張
水沢市全域に胆沢郡金ケ崎町を加える
- 30. 5 及川兵治 二代目理事長に就任
- 33.12 内国為替業務開始
- 34. 3 全国信用金庫連合会代理業務開始
- 35. 2 地区拡張
胆沢郡一円とし内金ケ崎町六原を除く
- 35. 4 前沢出張所開設(45.4支店昇格)
- 35. 9 加賀順蔵 三代目理事長就任
- 37. 2 中小企業金融公庫代理業務開始
- 37. 9 佐々木泰治 四代目理事長就任
- 38. 7 地区拡張 江刺一円に拡張する
- 38. 8 本店新築移転(創業地に移転)
- 39. 4 江刺支店開設
- 41. 6 千葉政胤 五代目理事長就任
- 41. 6 小規模共済事業団代理業務取扱開始
- 44. 9 金ケ崎支店開設
- 45. 6 地区拡張
一関市、北上市、陸前高田市、和賀郡江釣子村、西
磐井郡平泉町、東磐井郡大東町、東山町、気仙郡
住田町に拡張する
- 47. 3 国民金融公庫と代理業務取扱開始
- 48. 7 原中支店開設
- 49.12 地区拡張 和賀郡和賀町を拡張する
- 50.10 預金量100億円達成
- 51. 6 共同事務センターオンライン加入
- 51.12 羽田支店開設
- 52. 2 石川文夫 六代目理事長就任
- 54.10 江刺、金ケ崎両支店新装開店
- 57.12 南支店開設
- 59. 4 駅前支店開設
- 60. 4 住宅金融公庫受託業務開始
- 60. 5 鈴木貞蔵 七代目理事長就任
- 61.11 本店現在地に新築移転、大町支店開設
- 61.12 日本銀行当座取引業務開始
- 62.11 新田清二 八代目理事長就任
- 62.12 日本銀行歳入代理店業務取扱開始

平成

- 2.12 預金量500億円達成
- 4.11 胆沢支店開設
- 6.12 東支店開設
- 7.12 金ケ崎支店新築移転
- 9.11 新田清二理事長「黄綬褒章」受章

- 9.12 前沢支店新築移転
- 11.11 創立50周年記念祝賀会
- 12. 3 デビットカード取扱開始
- 12. 6 テレホンバンキングの運用開始
- 12.12 しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
- 13. 3 スポーツ振興くじ(toto)の当せん金払戻し
業務開始
- 15. 9 個人向け国債の取扱開始
- 15.10 駅前支店を新築移転(大町支店統合)
- 16. 1 ホームページ開設
- 16. 2 インターネットバンキングサービス開始
- 16.11 決済用普通預金の取扱開始
- 17. 6 及川富美人 九代目理事長就任
- 17.10 生保個人年金保険の募集開始
- 18. 4 融資部に企業支援課新設
- 18.11 すいしん会20周年記念事業
「星野仙一講演会」開催
- 19. 4 預金量1,000億円達成
- 19.12 羽田支店新築移転
- 21. 4 企画部に資金運用課新設
- 21. 6 青信会20周年記念事業
「中村ブンコンサート」開催
- 21.12 創立60周年記念事業
瞳ひろし「劇団夢の旅」特別公演開催
- 22.11 及川富美人理事長「黄綬褒章」受章
- 25. 2 電子記録債権サービス「でんさいネット」
取扱開始
- 28. 4 及川富美人理事長「旭日双光章」受章
- 28. 7 あねたい支店開設
- 28.11 金ケ崎町と地域経済活性化に向けた
連携協定を締結
- 29. 4 奥州市と地域活性化に向けた包括連携協定
を締結
- 29. 9 すいしん会設立30周年記念特別事業
「株式会社加賀屋相談役小田禎彦講演会」開催
- 30. 6 及川和男 十代目理事長就任

令和

- 元. 6 青信会30周年記念事業
「杉浦正則野球教室ならびに講演会」開催
- 元. 7 信託商品の取扱開始
- 2. 3 創立70周年記念事業
奥州市、金ケ崎町へ寄付
- 2. 4 金ケ崎町森山総合公園野球場の
ネーミングライツ(命名権)を取得
- 2. 9 江刺支店新築移転
- 4. 2 奥州市、奥州商工会議所、前沢商工会、東北大学
大学院経済学研究科地域イノベーション研究セ
ンターとの連携協力を締結
- 4. 4 総務部に人事研修課、マネロン対策課を新設、
業務部業務課を地域応援部地域応援課へ変更
- 4.10 地区拡張
現一関市全域に拡張する
- 4.11 奥州市社会福祉協議会、金ケ崎町社会福祉協議
会と連携協力協定を締結

令和4年度の事業の概況

預金

期末残高は、前期末に比べ609百万円減少し、137,152百万円となりました。

貸出金

期末残高は、前期末に比べ315百万円増加し、49,560百万円となりました。

損益

本業の利益を示す「コア業務純益」は、資金運用収益の増加や経費の減少などにより前期比51百万円増加し、398百万円となりました。また、当期純利益は、有価証券関連費用が増加しましたが、貸倒引当金の戻入などにより364百万円を計上しました。

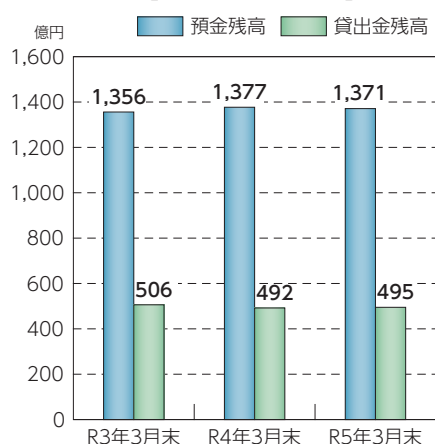
自己資本比率

自己資本比率は、リスクが発生する可能性のある資産（リスク・アセット）に対する出資金や利益準備金、諸積立金など（自己資本）の比率で、金融機関の経営の健全性・安全性を示す指標です。

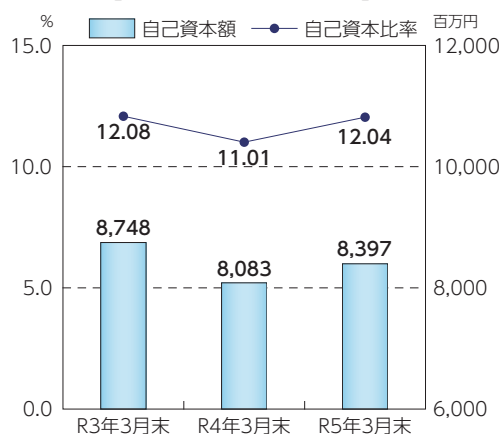
令和5年3月末の自己資本比率は“12.04%”となり、健全性の基準とされる4%を大きく上回る水準を維持することができました。

当金庫は、これからも自己資本の充実を図り、経営の健全性と体力の強化に努めてまいります。

【期末残高の推移】



【自己資本比率の推移】



直近5年間の主要な経営指標の推移

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	百万円	2,134	1,990	1,926	1,832	2,032
経常利益	//	246	119	△864	△645	303
当期純利益	//	127	102	△868	△792	364
出資総額	//	500	502	503	502	501
出資総口数	千口	1,001	1,004	1,006	1,004	1,003
純資産額	百万円	10,802	10,638	10,216	9,123	8,768
総資産額	//	136,598	138,039	148,033	149,133	147,880
預金積金残高	//	123,625	125,328	135,615	137,762	137,152
貸出金残高	//	47,738	48,196	50,696	49,245	49,560
有価証券残高	//	44,742	49,486	50,374	52,150	50,206
自己資本比率	%	13.49	13.19	12.08	11.01	12.04
出資に対する配当金	百万円	14	15	15	15	15
役員数	人	12	12	12	12	12
うち非常勤役員数	人	5	5	5	5	6
職員数	人	136	130	129	122	115
会員数	人	12,045	12,095	12,071	11,996	11,862

貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

	第73期	第74期
	令和4年3月末	令和5年3月末
現金	2,180	2,745
預け金	44,463	44,345
買入金銭債権	1,131	1,041
金銭の信託	609	626
有価証券	52,150	50,206
国債	5,048	4,770
地方債	4,868	6,304
社債	24,314	23,725
株式	899	840
その他の証券	17,019	14,564
貸出金	49,245	49,560
割引手形	150	130
手形貸付	3,862	3,352
証書貸付	42,383	43,248
当座貸越	2,849	2,828
その他資産	842	852
未決済為替貸	17	18
信金中金出資金	544	544
未収収益	186	197
その他の資産	94	92
有形固定資産	927	868
建物	265	244
土地	526	508
その他の有形固定資産	135	114
無形固定資産	18	17
ソフトウェア	15	14
その他の無形固定資産	2	2
前払年金費用	188	155
債務保証見返	126	8
貸倒引当金	△2,750	△2,547
うち個別貸倒引当金	△2,576	△2,333
資産の部合計	149,133	147,880

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	第73期	第74期
	令和4年3月末	令和5年3月末
預金積金	137,762	137,152
当座預金	813	459
普通預金	53,111	54,379
貯蓄預金	92	98
通知預金	13	81
定期預金	78,571	76,777
定期積金	4,388	4,734
その他の預金	770	621
借入金	1,400	1,600
借入金	1,400	1,600
その他負債	131	112
未決済為替借	25	35
未払費用	37	23
給付補填備金	0	0
未払法人税等	0	0
前受収益	56	41
払戻未済金	1	1
払戻未済持分	0	0
その他の負債	8	9
賞与引当金	41	38
役員退職慰労引当金	85	84
睡眠預金払戻損失引当金	6	4
偶発損失引当金	3	5
繰延税金負債	453	105
債務保証	126	8
負債の部合計	140,010	139,111
出資金	502	501
普通出資金	502	501
利益剰余金	7,571	7,920
利益準備金	502	502
その他利益剰余金	7,069	7,418
特別積立金	7,709	6,909
当期末処分剰余金	△640	508
会員勘定合計	8,074	8,422
その他有価証券評価差額金	1,049	346
評価・換算差額等合計	1,049	346
純資産の部合計	9,123	8,768
負債及び純資産の部合計	149,133	147,880

貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 注4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～40年
その他 3年～15年
- 注5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 注6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が資産査定結果を監査しており、その結果により上記の引当を行っております。
- 注7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 注8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
差引額 △66,857百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2022年3月分）0.1079%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 注9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 注10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 注11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 注12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 注13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 注14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,547百万円
貸倒引当金の算出方法は重要な会計方針として注6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、今後1年程度継続するものと想定し、主に貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、信用リスクの増大が懸念される債務者を対象に、信用状態等に变化が生じるリスクを考慮して貸倒引当金を追加計上しております。なお、個別貸出先の業況変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 注15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額30百万円
- 注16. 有形固定資産の減価償却累計額1,678百万円
- 注17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,501百万円 |
| 危険債権額 | 3,051百万円 |
| 要管理債権額 | 0百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | -百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0百万円 |
| 小計額 | 4,553百万円 |
| 正常債権 | 45,032百万円 |
| 合計額 | 49,586百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 注18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は130百万円であります。
- 注19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 有価証券 | 100百万円 |
| 預け金 | 2,600百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 123百万円 |
| 借入金 | 1,600百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金12,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は0百万円であります。
- 注20. 出資1口当たりの純資産額8,736円55銭
- 注21. 金融協会の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」）をしております。デリバティブ取引は行っておりません。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券は保有しておりません。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。金利スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等による信用リスク委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は企画部を通じ、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、4,117百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

注22. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

項目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	44,345	44,750	404
貸 出 金 (※1)	49,560	—	—
貸 倒 引 当 金 (※2)	△2,333	—	—
	47,227	46,340	△886
買 入 金 銭 債 権	1,041	1,029	△12
金 銭 の 信 託	626	626	—
運 用 目 的	626	626	—
有 価 証 券	50,200	50,240	40
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—
満 期 保 有 目 的 的 債 券	1,602	1,642	40
そ の 他 有 価 証 券 (※3)	48,598	48,598	—
金 融 資 産 計	143,441	142,987	△453
借 用 金	1,600	1,600	—
預 金 積 金	137,152	137,129	△22
金 融 負 債 計	138,752	138,729	△22

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金銭の信託に関する注記事項については注25に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については注23から注24に記載しております。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当

該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報は含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式※	6
合 計	6

※非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	15,356	20,300	—	1,000
貸 出 金(※)	8,698	17,491	10,868	8,702
買 入 金 銭 債 権	500	341	—	200
金 銭 の 信 託	600	—	—	—
有 価 証 券	7,910	14,242	6,310	12,505
満期保有目的の債券	400	100	495	605
その他の有価証券のうち満期があるもの	7,510	14,142	5,815	11,900
合 計	33,064	52,374	17,178	22,407

(※) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(※)	116,669	20,432	17	33
借 用 金	1,600	—	—	—
合 計	118,269	20,432	17	33

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

注23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、注24まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,502	1,543	41
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	1,502	1,543	41
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	99	△0
	小 計	100	99	△0
合 計		1,602	1,642	40

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	834	655	179
	債 券	17,738	17,453	284
	国 債	2,838	2,714	124
	地 方 債	3,422	3,399	22
	社 債	11,477	11,339	138
	そ の 他	7,197	6,251	946
小 計	25,771	24,360	1,410	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	15,560	16,119	△559
	国 債	1,932	2,093	△160
	地 方 債	1,379	1,400	△20
	社 債	12,248	12,626	△377
	そ の 他	7,266	7,640	△373
小 計	22,826	23,759	△932	
合 計		48,598	48,119	478

注24. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	119	19	14
債 券	2,980	18	122
国 債	2,480	18	—
地 方 債	—	—	—
社 債	500	0	122
そ の 他	1,680	10	193
合 計	4,781	48	330

注25. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	626	26

注26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,985百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,436百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	563百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	94
その他	114
繰延税金資産小計	771
税務上の繰越欠損金(注2)	42
その他	659
評価性引当額小計(注1)	△701
繰延税金資産合計	70

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	132百万円
前払年金費用	42
繰延税金負債合計	175
繰延税金負債の純額	105百万円

(注1) 繰延税金資産から評価性引当額として控除した額の主な変動の理由は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和5年3月31日) (単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	94	94
評 価 性 引 当 額	—	—	42	42
繰 延 税 金 資 産	—	—	51	51

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

注28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これにより、当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

損益計算書

(単位：千円)

	第73期		第74期	
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年4月1日	令和5年3月31日
	▼	▼	▼	▼
	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
経常収益	1,832,205	2,032,107		
資金運用収益	1,621,672	1,626,241		
貸出金利息	799,732	777,857		
預け金利息	36,621	45,052		
有価証券利息配当金	764,750	779,775		
その他の受入利息	20,568	23,556		
役務取引等収益	145,905	134,397		
受入為替手数料	91,373	77,864		
その他の役務収益	54,532	56,532		
その他業務収益	29,923	42,610		
国債等債券売却益	25,673	29,696		
その他の業務収益	4,249	12,914		
その他経常収益	34,703	228,857		
貸倒引当金戻入益	—	139,266		
株式等売却益	—	19,093		
金銭の信託運用益	32,953	61,158		
その他の経常収益	1,750	9,338		
経常費用	2,477,624	1,728,455		
資金調達費用	29,298	24,148		
預金利息	28,923	23,868		
給付補填備金繰入額	375	279		
役務取引等費用	113,175	108,997		
支払為替手数料	24,486	19,553		
その他の役務費用	88,688	89,444		
その他業務費用	202,966	315,926		
国債等債券売却損	920	185,991		
国債等債券償還損	202,010	129,900		
その他の業務費用	36	34		
経費	1,306,563	1,261,360		
人件費	835,985	822,107		
物件費	429,297	401,532		
税金	41,280	37,720		
その他経常費用	825,620	18,022		
貸倒引当金繰入額	792,888	—		
貸出金償却	982	—		
株式等売却損	4,769	14,168		
その他資産償却	1,955	2,511		
その他の経常費用	25,025	1,343		
経常利益	△645,418	303,652		

(単位：千円)

	第73期		第74期	
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年4月1日	令和5年3月31日
	▼	▼	▼	▼
	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
特別利益	—	50		
固定資産処分益	—	50		
特別損失	5,896	17,841		
固定資産処分損	445	1,310		
減損損失	5,451	16,531		
税引前当期純利益	△651,315	285,861		
法人税、住民税及び事業税	1,441	1,237		
法人税等調整額	139,274	△79,470		
法人税等合計	140,715	△78,232		
当期純利益	△792,031	364,093		
繰越金(当期首残高)	151,716	144,627		
当期末処分剰余金	△640,315	508,721		

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額362円40銭
- 減損損失
地価の下落および事業用資産の収益性の低下により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額16,531千円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
事業用土地	岩手県奥州市内	営業店敷地	土地	16,531千円

当該資産の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

	第73期		第74期	
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年4月1日	令和5年3月31日
	▼	▼	▼	▼
	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
当期末処分剰余金	△640,315	508,721		
特別積立金取崩額	800,000	—		
利益準備金限度超過取崩額	—	369		
剰余金処分額	15,056	365,040		
特別積立金	—	350,000		
普通出資に対する配当金(年3%)	15,056	15,040		
繰越金(当期末残高)	144,627	144,050		

会計監査

当金庫の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日

水沢信用金庫 理事長

及川 和男

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払手段及び時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中退任者および期中に理事、監事に就任した者も含む)

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」8百万円、「退職慰勞金」9百万円となっております。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中退職者、及び期中に非常勤役員を退任、就任した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	1,592,493	1,602,153
資金運用収益	1,621,672	1,626,241
資金調達費用	29,178	24,088
役務取引等収支	32,730	25,399
役務取引等収益	145,905	134,397
役務取引等費用	113,175	108,997
その他業務収支	△173,043	△273,315
その他業務収益	29,923	42,610
その他業務費用	202,966	315,926
業務粗利益	1,452,180	1,354,237
業務粗利益率	0.97%	0.90%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和3年度 120千円、令和4年度 60千円）を控除して表示しております。

(注) 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	81,034	112,565
実質業務純益	170,482	112,565
コア業務純益	347,739	398,761
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	347,739	390,061

(注) 1. 「業務純益」＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

(注) 2. 「実質業務純益」＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

(注) 3. 「コア業務純益」＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（%）	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	148,265	149,095	1,621	1,626	1.09	1.09
うち貸出金	49,371	49,105	799	777	1.61	1.58
うち預け金	46,467	46,779	36	45	0.07	0.09
うち有価証券	50,971	51,579	764	779	1.50	1.51
資金調達勘定	140,940	141,771	29	24	0.02	0.01
うち預金積金	140,140	140,848	29	24	0.02	0.01
うち借入金	1,400	1,523	－	－	－	－

(注) 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（令和3年度 600百万円、令和4年度 600百万円）及び利息（令和3年度 120千円、令和4年度 60千円）をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.09	1.09
資金調達原価率	0.93	0.89
総資金利鞘	0.16	0.20

受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	10	△107	△97	5	△3	1
うち貸出金	14	△38	△24	△4	△17	△21
うち預け金	2	△8	△6	0	8	8
うち有価証券	△6	△60	△66	9	5	15
支払利息	0	△11	△10	0	△5	△5
うち預金積金	0	△11	△10	0	△5	△5
うち借入金	－	－	－	－	－	－

※残高及び利率の増減要因に重なる部分は、両者の増減割合に応じて按分しております。

利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	△ 0.42	0.20
総資産当期純利益率	△ 0.52	0.24

(注)

$$\text{総資産経常（当期純）利益率} = \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

預金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	55,734	39.7	57,712	40.9
定期性預金	83,945	59.9	82,653	58.6
うち固定金利定期預金	78,722	56.1	77,906	55.3
うち変動金利定期預金	70	0.0	65	0.0
その他	461	0.3	482	0.3
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	140,140	100.0	140,848	100.0

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金の種類別残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期	78,501	99.9	76,719	99.9
変動金利定期	69	0.0	58	0.0
合計	78,571	100.0	76,777	100.0

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	119	0.2	87	0.1
手形貸付	3,747	7.5	3,768	7.6
証書貸付	42,883	86.8	42,961	87.4
当座貸越	2,620	5.3	2,288	4.6
合計	49,371	100.0	49,105	100.0

金利区分別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利貸出金	40,563	82.3	41,646	84.0
変動金利貸出金	8,681	17.6	7,914	15.9
合計	49,245	100.0	49,560	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	17,157	34.8	17,801	35.9
運転資金	32,088	65.1	31,759	64.0
合計	49,245	100.0	49,560	100.0

個人向けローン残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
住宅ローン	7,754	72.8	8,540	73.9
その他個人向けローン	2,884	27.1	3,008	26.0
合計	10,638	100.0	11,549	100.0

貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	件数	残高	構成比	件数	残高	構成比
製造業	106	2,439	4.9	99	2,437	4.9
農業、林業	5	104	0.2	5	119	0.2
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	203	6,133	12.4	207	5,764	11.6
電気・ガス・熱供給・水道業	4	16	0.0	4	10	0.0
情報通信業	6	122	0.2	5	124	0.2
運輸業、郵便業	20	1,741	3.5	20	1,711	3.4
卸売業、小売業	162	3,395	6.8	160	3,613	7.2
金融業、保険業	10	3,171	6.4	11	3,729	7.5
不動産業	75	2,872	5.8	71	2,709	5.4
物品賃貸業	5	3,999	8.1	6	3,283	6.6
学術研究、専門・技術サービス業	17	161	0.3	16	151	0.3
宿泊業	7	1,561	3.1	7	1,448	2.9
飲食業	83	512	1.0	84	453	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	46	1,783	3.6	54	1,797	3.6
教育、学習支援業	4	169	0.3	4	157	0.3
医療、福祉	33	2,100	4.2	32	2,043	4.1
その他のサービス	88	1,354	2.7	88	1,255	2.5
小計	874	31,641	64.2	873	30,810	62.1
国・地方公共団体等	4	5,743	11.6	4	6,074	12.2
個人	3,491	11,860	24.0	3,406	12,675	25.5
合計	4,369	49,245	100.0	4,283	49,560	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2,453	4.9	1,845	3.7
有価証券	36	0.0	52	0.1
不動産	7,528	15.2	7,321	15.0
その他	676	1.3	386	0.7
計	10,694	21.7	9,605	19.7
信用保証協会・信用保険	14,298	29.0	14,464	29.7
保証	2,604	5.2	2,562	5.2
信用	21,648	43.9	21,998	45.2
合計	49,245	100.0	48,631	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
不動産	5	3.9	4	46.0
計	5	3.9	4	46.0
信用保証協会・信用保険	5	4.1	4	48.1
保証	116	91.8	0	5.7
合計	126	100.0	8	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	84	1,875	1,960	174	2,576	2,750
当期増加額	174	785	959	214	346	560
当期減少額	目的使用	—	6	—	63	63
	その他	84	78	162	174	525
期末残高	174	2,576	2,750	214	2,333	2,547

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	0	—

預貸率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	35.74	36.13
期中平均預貸率	35.22	34.86

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3 年度	国債	100	507	202	—	—	4,238	—	5,048
	地方債	200	3,437	—	273	294	663	—	4,868
	社債	1,306	6,384	3,350	2,911	1,094	7,551	1,716	24,314
	株式	—	—	—	—	—	—	899	899
	外国証券 その他	600	1,206	2,320	398	502	102	2,314	7,444
令和4 年度	国債	—	706	—	—	—	4,064	—	4,770
	地方債	3,418	—	231	—	2,048	605	—	6,304
	社債	4,235	3,641	3,723	2,728	486	7,452	1,456	23,725
	株式	—	—	—	—	—	—	840	840
	外国証券 その他	301	2,995	897	485	277	101	2,164	7,223
		—	1,997	299	—	—	—	5,043	7,340

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

		令和3年度 平均残高	令和4年度 平均残高
国債		3,707	5,451
地方債		4,892	5,459
社債		23,169	24,068
株式		595	757
外国証券 その他証券		7,138	7,433
		11,467	8,407
合 計		50,971	51,579

※売買目的及び子会社・関連会社の有価証券は該当ありません。

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	37.85	36.60
期 中 平 均 預 証 率	36.37	36.62

(注)

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,830	1,893	62	1,502	1,543	41
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	200	200	0	—	—	—
	小 計	2,030	2,094	63	1,502	1,543	41
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	98	△ 1	100	99	△ 0
	小 計	100	98	△ 1	100	99	△ 0
合 計	2,130	2,192	62	1,602	1,642	40	

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	672	537	134	834	655	179
	債 券	23,737	23,154	582	17,738	17,453	284
	国債	3,016	2,815	201	2,838	2,714	124
	地方債	3,037	2,999	38	3,422	3,399	22
	社債	17,682	17,339	343	11,477	11,339	138
	その他	11,282	10,226	1,056	7,197	6,251	946
	小 計	35,691	33,917	1,774	25,771	24,360	1,410
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	220	237	△ 16	—	—	—
	債 券	8,664	8,823	△ 159	15,560	16,119	△ 559
	国債	2,032	2,092	△ 60	1,932	2,093	△ 160
	地方債	—	—	—	1,379	1,400	△ 20
	社債	6,632	6,730	△ 98	12,248	12,626	△ 377
	その他	5,436	5,584	△ 147	7,266	7,640	△ 373
	小 計	14,322	14,645	△ 323	22,826	23,759	△ 932
合 計	50,013	48,563	1,450	48,598	48,119	478	

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	6	6

金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

運用目的の金銭の信託	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
	609	9	626	26

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

その他の金銭の信託

該当ありません

自己資本の充実の状況等

自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆様からお預かりしている出資金と毎年の利益から積み立てている内部留保等により構成されています。

なお、自己資本の調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は501百万円となります。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,059	8,407
うち、出資金及び資本剰余金の額	502	501
うち、利益剰余金の額	7,571	7,920
うち、外部流出予定額(△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	174	214
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	174	214
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,233	8,621
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	13	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	17
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	51
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	136	155
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有しているほかの金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	149	224
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,083	8,397
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,987	66,344
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,878	△ 1,878
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,878	△ 1,878
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,388	3,376
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,376	69,720
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.01%	12.04%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	69,987	2,799	66,343	2,653
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	62,269	2,490	59,238	2,369
(i) ソブリン向け	661	26	711	28
(ii) 金融機関向け	10,044	401	9,941	397
(iii) 法人等向け	24,862	994	23,517	940
(iv) 中小企業等・個人向け	6,396	255	6,914	276
(v) 抵当権付住宅ローン	348	13	373	14
(vi) 不動産取得等事業向け	1,270	50	1,283	51
(vii) 3月以上延滞等	165	6	104	4
(viii) 出資等	782	31	662	26
(ix) その他	926	37	874	34
(x) 上記以外	16,811	672	14,853	594
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,597	383	8,984	359
ルックスルー方式	9,597	383	8,984	359
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	1,878	75	1,878	75
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,388	135	3,376	135
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	73,376	2,935	69,720	2,788

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

(注) 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(注) 4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。

(注) 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法} >$$

$$\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

(注) 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター (R&I)
- (株)日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

【用語解説】

「リスク・アセット」

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額

「繰延税金資産」

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。

会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

「リスク・ウェイト」

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	2,652	2,671	2,444	2,441	—	—	—	—	22	16
農業、林業	107	121	107	121	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,386	8,509	6,213	5,773	3,143	2,702	—	—	62	35
電気・ガス・熱供給・水道業	3,445	3,625	17	11	3,401	3,614	—	—	—	—
情報通信業	3,094	2,973	122	124	2,462	2,400	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,804	4,116	1,750	1,717	1,978	2,305	—	—	6	26
卸売業、小売業	8,684	9,817	3,424	3,636	5,088	6,025	—	—	41	35
金融業、保険業	58,776	58,225	3,173	3,731	9,806	8,766	—	—	—	—
不動産業	5,180	5,034	3,007	2,826	1,973	2,008	—	—	82	24
物品賃貸業	4,100	3,384	4,000	3,284	99	100	—	—	—	370
学術研究、専門・技術サービス業	362	353	162	151	198	200	—	—	18	14
宿泊業	1,562	1,449	1,562	1,449	—	—	—	—	—	—
飲食業	552	467	552	467	—	—	—	—	—	5
生活関連サービス業、娯楽業	1,792	1,806	1,792	1,806	—	—	—	—	1	4
教育、学習支援業	169	157	169	157	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,120	2,047	2,120	2,047	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,677	1,516	1,677	1,516	—	—	—	—	—	3
国・地方公共団体等	16,526	18,333	5,744	6,075	10,468	12,257	—	—	—	—
個人	11,378	12,275	11,378	12,275	—	—	—	—	15	26
その他	4,019	4,692	—	—	100	102	—	—	—	—
業種別合計	139,082	141,581	49,421	49,617	38,721	40,482	—	—	1,045	564
1年以下	24,417	29,323	6,965	6,011	2,199	7,956	—	—	—	—
1年超3年以下	37,553	33,809	4,353	5,634	11,400	7,366	—	—	—	—
3年超5年以下	11,785	10,796	5,972	5,816	5,798	4,646	—	—	—	—
5年超7年以下	9,090	7,686	5,177	4,189	3,495	3,497	—	—	—	—
7年超10年以下	10,080	11,242	8,207	8,372	1,873	2,869	—	—	—	—
10年超	30,969	33,225	18,509	19,382	12,259	12,642	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,184	15,498	234	210	1,694	1,503	—	—	—	—
残存期間別合計	139,082	141,581	49,421	49,617	38,721	40,482	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

(注) 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで

す。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

(注) 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 5. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分の合計とは必ずしも一致しません。

(注) 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	84	1,875	1,960	174	2,576	2,750
当期増加額	174	785	959	214	346	560
当期減少額	目的使用	6	6	—	63	63
	その他	84	78	162	174	525
期末残高	174	2,576	2,750	214	2,333	2,547

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	その他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	15	17	6	46	1	0	2	0	17	63	0	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,226	1,205	4	129	1	58	24	128	1,205	1,148	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	4	—	6	0	—	0	0	4	11	—	—
卸売業、小売業	335	325	8	7	0	—	17	4	325	328	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	22	21	0	84	—	—	1	1	21	103	—	—
物品賃貸業	—	739	739	2	—	—	—	372	739	369	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6	4	0	—	—	—	2	4	4	0	—	—
宿泊業	99	101	1	2	—	—	0	—	101	103	—	—
飲食業	1	2	0	6	—	—	0	1	2	7	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3	3	—	—	—	—	0	—	3	3	—	—
その他のサービス	65	68	3	48	—	—	—	—	68	116	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	92	80	17	10	0	4	28	10	80	76	—	—
合計	1,875	2,576	782	344	3	62	78	525	2,576	2,333	0	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	17,795	—	20,206
10%	1,399	10,403	1,406	9,882
20%	3,399	44,485	4,165	44,360
35%	—	1,005	—	1,083
50%	14,593	2,023	15,978	1,673
75%	0	6,626	—	6,969
100%	8,649	24,359	8,076	24,385
150%	0	70	—	57
200%	—	—	—	—
250%	3,293	976	2,708	627
1,250%	—	—	—	—
合計	139,082		141,581	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

(注) 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

(注) 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただしこれはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,349	4,122	—	334	5,575	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏づけとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターに当たるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会、ALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は「余資運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター (R&I) ●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- (株)日本格付研究所 (JCR) ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

投資家の場合

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） | B. 再証券化エクスポージャー |
| 該当ありません | 該当ありません |

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） | B. 再証券化エクスポージャー |
| 該当ありません | 該当ありません |

ハ. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に理事会・常務会・ALM委員会へ報告しています。

また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	956	956	898	898
非上場株式等	551	—	551	—
合 計	1,507	956	1,449	898

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	25	29
売 却 損	5	207
償 却	202	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	119	186

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

【用語解説】

「ストレステスト」

例外的だが蓋然性のある事象（ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,762	11,634
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして算出する方式です。

(注) 2. 「マニフェスト方式」とは、ファンドの資産運用基準に基づいて組入資産を保守的に想定して算出する方法です。

(注) 3. 「蓋然性方式（250％）」とは、ファンドのリスク・ウェイトが250％以下である蓋然性が高いことを疎明できた場合に、250％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

(注) 4. 「蓋然性方式（400％）」とは、ファンドのリスク・ウェイトが400％以下である蓋然性が高いことを疎明できた場合に、400％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

(注) 5. 「フォールバック方式」とは、1,250％のリスク・ウェイトを適用して算出する方法です。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、事業計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。統合的リスク管理の主管部署であるALM委員会は、配賦資本に対する市場リスク量の状況を検証し、常務会に報告しております。

③ 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクについては月末日を基準として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準として日次で計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

市場リスク量が資本配賦額を超過した場合は、ALM委員会にて協議の上、常務会が削減方法を決定する体制としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートと割引金利の金利ショック幅を同一とみなして、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の根拠	該当事項はありません。
前事業年度末開示からの変動に関する説明	特記事項はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の $\Delta E V E$ は自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

② 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が、配賦資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしています。その他、金利1%上昇した場合の現在価値変動額（BPV）を使用して、金利変動が自己資本比率等に与える影響をモニタリングしています。その結果については、ALM委員会で検証し、常務会に報告しています。（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク	$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	4,117	4,394	422	307
2 下方パラレルシフト	0	0	23	9
3 スティープ化	2,802	3,229		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	4,117	4,394	422	307

	当期末	前期末
8 自己資本の額	8,397	8,083

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

令和5年3月末金融再生法開示債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権（合計4,553百万円）については、不動産等確実な担保や公的保証機関等の保証によって1,935百万円がカバーされており、不足分についても個別貸倒引当金勘定で2,333百万円を引当済みです。

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
			担保・保証による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	2,022	2,022	744	1,278	100.0%	100.0%
	令和4年度	1,501	1,501	567	934	100.0%	100.0%
危険債権	令和3年度	2,458	2,132	834	1,297	86.8%	80.0%
	令和4年度	3,051	2,766	1,368	1,398	90.7%	83.1%
要管理債権	令和3年度	0	0	0	-	0.6%	0.0%
	令和4年度	0	0	0	-	0.9%	0.0%
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	0	0	0	-	0.6%	0.0%
	令和4年度	0	0	0	-	0.9%	0.0%
小 計 (A)	令和3年度	4,481	4,155	1,579	2,576	92.7%	88.8%
	令和4年度	4,553	4,268	1,935	2,333	93.7%	89.1%
正常債権 (B)	令和3年度	44,907					
	令和4年度	45,032					
総与信残高 (A) + (B)	令和3年度	49,388					
	令和4年度	49,586					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 当金庫における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

<p>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</p> <p>(1) 事業の組織…………… 23</p> <p>(2) 理事・監事の氏名及び役職名…………… 23</p> <p>(3) 会計監査人の氏名又は名称…………… 23</p> <p>(4) 事務所の名称及び所在地…………… 8</p> <p>2. 金庫の主要な事業の内容…………… 7</p> <p>3. 金庫の主要な事業に関する事項</p> <p>(1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 25</p> <p>(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を表す指標…………… 25</p> <p>①経常収益 ②経常利益又は経常損失</p> <p>③当期純利益又は当期純損失</p> <p>④出資総額 ⑤出資総口数 ⑥純資産額</p> <p>⑦総資産額 ⑧預金積金残高 ⑨貸出金残高</p> <p>⑩有価証券残高 ⑪単体自己資本比率</p> <p>⑫出資に対する配当金 ⑬職員数</p> <p>(3) 直近の2事業年度における事業の状況</p> <p>①主要な業務の状況を表す指標…………… 32～33</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益・コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く） ●資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支 ●資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り ●資金運用利回・資金調達原価率・総資金利鞘 ●受取利息及び支払利息の増減 ●総資産経常利益率・総資産当期純利益率 <p>②預金に関する指標…………… 33</p> <p>③貸出金等に関する指標…………… 33～35</p> <p>④有価証券に関する指標…………… 36</p>	<p>4. 金庫の事業の運営に関する事項</p> <p>(1) リスク管理体制…………… 18</p> <p>(2) 法令等遵守の体制…………… 15</p> <p>(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況…………… 5～6</p> <p>(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 19～20</p> <p>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</p> <p>(1) 貸借対照表…………… 26</p> <p>損益計算書…………… 30</p> <p>剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 30</p> <p>(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額</p> <p>①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 45</p> <p>②危険債権…………… 45</p> <p>③三月以上延滞債権（貸出金のみ）…………… 45</p> <p>④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）…………… 45</p> <p>⑤正常債権…………… 45</p> <p>(3) 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権…………… 45</p> <p>(4) 自己資本の充実の状況等…………… 38</p> <p>(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益</p> <p>①有価証券…………… 36～37</p> <ul style="list-style-type: none"> ●売買目的有価証券 ●満期保有目的の債券 ●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 ●その他有価証券 ●時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 <p>②金銭の信託…………… 37</p> <p>③規則第102条第1項第5号に掲げる取引…………… 該当ありません</p> <p>(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 35</p> <p>(7) 貸出金償却の額…………… 35</p> <p>(8) 会計監査人による監査…………… 30</p>
--	--

金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表（金融再生法に基づく開示債権）…………… 45

金融庁告示で定める開示項目

「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示項目

<p>1. 自己資本に関する事項…………… 38</p> <p>2. 自己資本の充実度に関する事項…………… 39</p> <p>3. 信用リスクに関する事項…………… 39</p> <p>4. 信用リスク削減手法に関する事項…………… 42</p> <p>5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…………… 42</p>	<p>6. 証券化エクスポージャーに関する事項…………… 42</p> <p>7. 出資等エクスポージャーに関する事項…………… 43</p> <p>8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…………… 43</p> <p>9. オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 43</p> <p>10. 金利リスクに関する事項…………… 44</p>
---	--

※本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。



〒023-0806 岩手県奥州市水沢字日高西71番地1
TEL.0197-23-5191
<http://www.mizusawashinkin.co.jp/>

令和5年7月発行